

## 別紙3

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成16年2月9日付け健水発第0209003号）別添1 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)	浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 (略)
表1 浸出用液の調製における水質の確認方法	表1 浸出用液の調製における水質の確認方法
(略) (略)	(略) (略)
カルシウム、マグネシウム等（硬度） 基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6、同別表第6の2、</u> 同別表第20又は同別表第22に定める方法	カルシウム、マグネシウム等（硬度） 基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6、</u> 同別表第20又は同別表第22に定める方法
(略) (略)	(略) (略)
表2 浸出液の分析方法	表2 浸出液の分析方法
カドミウム及びその化合物 基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5、同別表第6又は同別表第6の2に定める方法</u>	カドミウム及びその化合物 基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5又は同別表第6に定める方法</u>
水銀及びその化合物 基準検査方法告示の別表第6の2又は同別表第7に定める方法	水銀及びその化合物 基準検査方法告示の別表第7に定める方法
セレン及びその化合物 基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6、同別表第6の2、同別表第8又は同別表第9に定める方法</u>	セレン及びその化合物 基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6、</u> 同別表第8又は同別表第9に定める方法
鉛及びその化合物 基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5、同別表第6又は同別表第6の2</u>	鉛及びその化合物 基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5又は同別表第6に定める方法</u>

	に定める方法
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6</u> 、 <u>同別表第6の2</u> 、 <u>同別表第10</u> 又は同別表第11に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 、 <u>同別表第6</u> 又は <u>同別表第6の2</u> に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 、 <u>同別表第6の2</u> 又は同別表第20に定める方法
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第6</u> 、 <u>同別表第10</u> 又は <u>同別表第11</u> に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
(略)	(略)
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5</u> 又は <u>同別表第6</u> に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 又は同別表第20に定める方法

マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5、同別表第6又は同別表第6の2に定める方法</u>	マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、 <u>同別表第5又は同別表第6に定める方法</u>
(略)	(略)	(略)	(略)